

LIBOR 移行対応に関する国内外の動向
(日本円金利指標に関する検討委員会第 32 回会合<2022 年 2 月 16 日>以降の動き)

(1) 海外の動向

		米国	米国以外
2022 年	2 月 16 日	<p>ARRC 会合開催、2022 年の目標を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> — 市場データや ARRC 参加者を対象とした調査結果を踏まえ、米ドル LIBOR から SOFR への移行が大きく進展していることを確認 — 2022 年中の活動の目標を議論し、新規契約での SOFR 利用促進と既存契約の移行支援を重点分野に位置づけ。分野毎の取り組みを公表 	
	3 月 2 日		<p>欧州 WG 会合開催、2022 年から 23 年の作業計画を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> — 移行対応の評価や今後の取り組み、運営要領の見直し等を議論。2022 年から 23 年の作業計画として、€STR の利用促進、EURIBOR 参照契約のフォールバック条項の適切な導入、米ドル LIBOR の公表停止の対応、他法域の WG との連携を設定。具体的な作業計画を公表
	3 月 3 日		<p>英国 FCA 高官スピーチ</p> <ul style="list-style-type: none"> — 英国市場の金融規制をテーマとしたスピーチで、英国市場では、当局と民間セクターの協力によって、英ポンド LIBOR や米ドル LIBOR の新規取引の移行が完了しつつあること、金融安定リスクやコンダクトリスクは顕現化しなかったことを指摘
	3 月 9 日		<p>英国 WG が、2022 年 1 月会合の議事要旨を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> — SONIA 市場が十分に機能していること、シンセティック英ポンド LIBOR の利用は想定よりも顕著に少ないことを報告 — WG は所期の目的を達成。タスクフォース等は一部を除き解

			散。今後は見直し後の運営要領に基づきアドホックに開催 — 当局との共同声明を2月に公表
3月15日	ARRCが、LIBOR移行に関する連邦法成立を歓迎する文書を公表 — 2023年6月末以降に満期を迎え、有効なフォールバック条項がない米ドルLIBOR参照契約について、参照金利をFRBが定めるSOFRベースの金利に読み替え		
3月23日	ARRC会合開催 — 市場データやARRC参加者を対象とした調査結果を踏まえ、米ドルLIBORからSOFRへの移行が進展していることを確認 — CMEのターム物SOFR(12か月物)の推奨にかかる検討として、ARRCが2021年に同1、3、6か月物を推奨した時と同様のプロセスに沿って評価を実施		
5月5日	ARRCが、CMEのオプション取引におけるSOFR Firstを歓迎するステートメントを公表		
5月9日	・FRBが、FSR(Financial Stability Report)において、米ドルLIBORの移行状況を整理 — 複数の市場でSOFRへの移行が進捗した一方、上場先物・オプション等の取引では、なお対応の割合で米ドルLIBORを参照 ・CFTCが、スワップ取引の清算集中義務に関する規則の改正について市中協議を開始(コメント期限は7月1日) — 清算対象に各通貨のRFRを追加する一方、LIBORを除外(但し、米ドルLIBORの除外は2023年7月1日) — 8月12日に一部修正のうえ最終化		
5月18日	ARRC会合開催 — 市場データやARRC参加者を対象とした調査結果を踏まえ、米ドルLIBORからSOFRへの移行が進展していることを確認		

	— CME のターム物 SOFR (12 か月物) を endorse することを承認 (5 月 19 日発表)	
6 月 9 日		<p>英国 WG が、傘下のサブグループとタスクフォースの議事要旨を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> — WG の新たな目的である、①既存契約におけるシンセティック英ポンド LIBOR から SONIA への継続的な移行支援、②英国市場における非英ポンド LIBOR の移行状況の検討を通じた LIBOR 移行支援に基づき、活動を再開 — シンセティック LIBOR 参照契約や、英国法準拠の米ドル LIBOR 参照契約の移行対応を検討 — PFI 向け貸出やこれに関連するデリバティブで、6 か月物シンセティック英ポンド LIBOR から SONIA への移行が遅れている点を指摘
6 月 17 日		<p>欧州 WG 会合開催</p> <ul style="list-style-type: none"> — ターム物€STR の運営機関、€STR の利用促進、EURIBOR 参照契約のフォールバックの導入状況等について議論
6 月 30 日		<p>英国 FCA が、シンセティック英ポンド LIBOR の公表停止時期および米ドル LIBOR 公表停止後の扱いに関する市中協議を開始 (コメント期限は 8 月 24 日)</p> <ul style="list-style-type: none"> — シンセティック英ポンド LIBOR について、1、6 か月物は 2023 年 3 月末の公表停止を提示し、3 か月物は公表停止時期について意見募集 — 米ドル LIBOR について、移行対応における障害の有無や、仮にシンセティック米ドル LIBOR を公表した場合の影響等について意見募集 — シンセティック円 LIBOR は、2022 年末の公表停止を確認
7 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ARRC が、米ドル LIBOR を参照するキャッシュ商品の移行対応を支援するためのプレイブックを公表 — 既存契約のフォールバックを成功させるためのステップと 	

		<p>して、個々のフォールバック条項の確認や、参照金利の変更、当事者間のコミュニケーションなどを推奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ARRC が、CME ターム物 SOFR に基づくフォールバック・レートを Refinitiv が 2022 年 9 月に公表開始する意向を表明したことを歓迎するステートメントを公表 	
7 月 13 日	ARRC 会合開催	<ul style="list-style-type: none"> — 7 月 11 日開催の NYFed・英国 FCA 共催のセミナーにおいて、米ドル LIBOR から SOFR への移行の顕著な進展、残存する LIBOR 参照契約の移行対応の必要性、頑健な金利指標の利用の重要性がハイライトされたことを報告 — CME が、オプション取引の SOFR First について、オプション市場での移行を大きく進展させる効果があったことを報告 — 市場データや ARRC 参加者を対象とした調査で、キャッシュ・デリバティブ市場における移行の進展を確認 	
7 月 19 日	FRB が、LIBOR 移行に関する連邦法の関連規則に関する市中協議を開始（コメント期限は 8 月 29 日）	<ul style="list-style-type: none"> — 3 月成立の連邦法に基づき、商品別の代替金利指標やスプレッド調整等を提示 — 適用される契約として、①フォールバック条項を欠く契約、②フォールバック条項はあるが、代替金利指標または代替金利指標の決定権者が不明瞭な契約、③フォールバック条項で決定権者が特定されているが、期限までに代替金利指標が選択されなかった契約を指定 	
8 月 16 日			<p>英国 FCA が、LIBOR 参照債券の移行対応を促すステートメントを公表</p> <ul style="list-style-type: none"> — 移行対応が未了の LIBOR 参照債券を有する当事者に対して、代替金利指標への移行を改めて推奨 — シンセティック LIBOR 参照債券を有する当事者に対して、シ

		<p>ンセティック円 LIBOR は 2022 年末に公表停止となること、シンセティック英ポンド LIBOR の公表も一時的な措置であり合意手続きを経た移行が必要になることを指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> — 米国法に準拠しない米ドル LIBOR 参照契約は LIBOR 移行に関する（米国）連邦法の恩恵を受けられないこと、仮にシンセティック米ドル LIBOR を公表しても一時的な措置であり依拠すべきでなく、合意手続きを経た移行が必要になることを指摘
9 月 8 日	<p>ARRC 会合開催</p> <ul style="list-style-type: none"> — 市場データや ARRC 参加者を対象とした調査で、キャッシュ・デリバティブ市場における移行の進展を確認 — 傘下のタスクフォースが、ターム物 SOFR 参照のデリバティブ取引に関して、利用範囲に関する ARRC のベストプラクティスがどの程度認識されているか、ビジネスローンでのターム物 SOFR の利用可能性を保つためにベストプラクティスの限定的な修正を行うかについて、議論したことを報告 	<p>英国 WG が、傘下のサブグループとタスクフォースの議事要旨を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> — 英国のローン契約において、米ドル LIBOR の新規利用は例外取引に限定されていること、取引の殆どがターム物 SOFR ではなく SOFR 複利後決めに移行していることを確認
9 月 15 日		<p>欧州 WG 会合開催</p> <ul style="list-style-type: none"> — 欧州域内での米ドル LIBOR のエクスポージャーに関する調査結果を踏まえ、米ドル LIBOR から SOFR への移行対応を継続する必要性を確認 — 同調査では、市場参加者における移行手順の理解と、公表停止に向けた早期の準備開始が確認された一方、シ・ローンや相対貸出、ISDA プロトコルに準拠しないデリバティブ契約等のタフレガシー化への懸念が示された — €STR を参照するデリバティブ商品の利用促進を議論
9 月 26 日		<p>欧州 WG が、€STR を参照するデリバティブ商品の利用促進に関するステートメントを公表</p> <ul style="list-style-type: none"> — 市場参加者に対して、顧客が€STR 参照のデリバティブ商品を利用できるように合理的な手順を踏むべきことや、自社が

		€STR の利用の適切さを評価し取引のために必要な手順を踏むべきことを推奨
9月29日		英国 FCA が、2022 年 6 月に実施したシンセティック英ポンド LIBOR の公表停止時期に関する市中協議結果を踏まえ、シンセティック英ポンド LIBOR の 1、6 か月物について、2023 年 3 月末の公表停止を決定した旨を公表
10月13日	ARRC が、米ドル LIBOR を参照するローン契約の移行に関する調査結果の概要を公表 <ul style="list-style-type: none"> — 70 先超の回答先のうち、約 90%が移行計画を作成済み — 回答先の移行対応の焦点は、フォールバック条項の導入から、事前移行のための計画にシフト — 半数以上の貸し手では、既存の米ドル LIBOR 参照契約の大半が、2023 年 2Q またはそれ以降に移行する見通し — ARRC は、限られた期間で多数の契約を移行することで生じうるオペレーショナルな課題を抑制すべく、公表停止に先立つ事前移行を引き続き推奨 	
11月9日	ARRC 会合開催 <ul style="list-style-type: none"> — 市場データや ARRC 参加者を対象とした調査で、キャッシュ・デリバティブ市場における移行の進展を確認 — メンバーの関心は、連邦法施行規則やシンセティック米ドル LIBOR の帰趨、既存のキャッシュ契約の変更等に集まっていると指摘。また、施行規則の最終化後、ARRC の推奨を変更する必要があるか検討すべきことを認識 — ターム物 SOFR の利用範囲について、ベストプラクティスを超えた利用に懸念を表明し、そのリスクを議論 	

	11月23日		<p>英国 FCA が、シンセティック米ドル LIBOR の構築等に関する再度の市中協議を開始したほか、シンセティック英ポンド LIBOR の公表停止時期に関する市中協議結果を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> — シンセティック米ドル LIBOR について、2022 年 6 月に実施した市中協議結果を踏まえ、1、3、6 か月物を 2024 年 9 月末までの時限的な措置として公表することや当該指標の算出手法について、意見を募集（コメント期限は 2023 年 1 月 6 日） — シンセティック英ポンド LIBOR の 3 か月物について、2024 年 3 月末に公表を停止する方針を提示 — シンセティック円 LIBOR については、予定どおり 2022 年 12 月末に公表を停止する旨を改めて記載
	12月13日		<p>欧州 WG 会合開催</p> <ul style="list-style-type: none"> — 貸出市場において EURIBOR 参照契約のフォールバック条項の導入を促すために既存の推奨事項を補足することや、キャッシュ市場での€STR 利用を促進すること、EURIBOR 参照契約のフォールバック・レートとしてターム物€STR を利用する上での課題を検証することの要否について議論 — WG の作業計画は、残る作業が完了すれば、23 年上期中での達成が可能との見通しが示された
	12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ FRB が、LIBOR 移行に関する連邦法の関連規則について、2022 年 7 月に実施した市中協議の結果を踏まえ、最終規則を公表 <ul style="list-style-type: none"> — 市中協議案と実質的に同様の内容。一部内容を明確化（FRB が指定する金利指標の利用に対するセーフハーバー適用や金利決定権者など） — 連邦住宅金融庁の規制対象機関における契約と連邦家庭教育ローン制度の資産担保証券に適用する金利指標を指定 ・ 金融安定監督評議会（FSOC）が、年次報告書において、米ドル LIBOR の移行対応の進展を推奨 	

		<ul style="list-style-type: none"> — 米ドル LIBOR 参照契約が多く残ることを踏まえて、2023 年 6 月末の公表停止までに全ての機会を用いて移行対応を進めること — 後継金利に関する決定事項や付随する修正事項について、公表停止より十分前にコミュニケーションを図ること — 仮に多くのキャッシュ商品がターム物 SOFR を参照した場合、ターム物 SOFR のデリバティブが増加し、ひいてはターム物 SOFR 構築の基礎となる 0/N SOFR のデリバティブ市場が縮小しうるため、頑健な金利指標である SOFR への移行を継続すべきこと 	
	12 月 20 日		<p>英国 WG が、傘下のサブグループの議事要旨を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> — シンセティック米ドル LIBOR の公表により、英国法準拠の米ドル LIBOR 参照債券における移行プロセス上の不確実性は解消されるとの見解を共有
2023 年	1 月 19 日	<p>ARRC 会合開催</p> <ul style="list-style-type: none"> — 市場データをもとに、キャッシュ・デリバティブ市場における移行の進展を確認 — ARRC 参加者を対象とした調査で、回答者は 2023 年入り後の移行の円滑な進展を評価。複数の回答者はシ・ローンの移行対応の遅れを指摘 — ターム物 SOFR の利用について、ARRC のベストプラクティスは、金利指標の頑健性や持続性を確保し、金融安定へのリスクを回避すべく定められたものであり、ベストプラクティスの範囲を超えた利用によりリスクが生じることを指摘 	
	1 月 25 日	<p>ARRC が、主要な ARRC 推奨の概要を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> — ARRC のこれまでの推奨を整理し、残存契約の移行のために直ちに行動すること、当事者は予定する金利変更に関する情報を通知すること、代替金利指標として SOFR を利用する 	

		(ターム物 SOFR は限定的な利用にとどめる)ことを改めて推奨	
2月9日	ARRC 会合開催	<ul style="list-style-type: none"> — 市場データをもとに、キャッシュ・デリバティブ市場における移行の進展を確認 — レバレッジローンの移行対応について、更なる進展が必要である点を指摘 	
2月21日	ARRC が、LIBOR 参照証券の移行進捗のための DTCC システムの利用を推奨する文書を公表	<ul style="list-style-type: none"> — 金利決定権者やエージェント、その他 LIBOR 参照証券の変更に関する情報通知の責任主体が、DTCC のシステムを利用し、金利変更に関する情報を通知することを推奨 	
3月9日	ARRC 会合開催	<ul style="list-style-type: none"> — 市場データをもとに、キャッシュ・デリバティブ市場における移行の進展を確認 — LCH と CME の清算対象のスワップ契約の一括変換 (LCH : 4月22日・5月20日、CME : 4月21日) に関する情報を提供。LIBOR 参照のデリバティブ価格を用いた内部システムを有する市場参加者も、一括変換の日程を認識すべきことを指摘 	
3月13日	ARRC が、DTCC のシステム稼働開始を歓迎するステートメントおよびその利用に関する Q&A を公表		
3月15日	ARRC が、連邦法最終規則を踏まえ、ARRC の既存の推奨に、連邦住宅金融庁の規制対象機関における契約等に適用するフォールバック・レートを追加		
4月3日			<ul style="list-style-type: none"> ・英国 FCA が、シンセティック米ドル LIBOR の 1、3、6 か月物を 2024 年 9 月末までの時限的な措置として公表することや当該指標の算出手法を決定 ・欧州 WG 会合開催

		<ul style="list-style-type: none"> — 米ドルLIBORに関する調査結果について、欧州域内でのキャッシュ商品およびデリバティブ双方のタフレガシー契約が大きく減少したことを報告 — 今後のWGの活動について、作業計画を完了するため、米ドルLIBOR公表停止後2023年末までに2回の会合を開催すること、その後もアドホックな活動のために関係者のネットワークを維持することを提案
4月12日		<p>英国FCA・BOE・英国WGが、米ドルLIBORから頑健なRFRsへの移行対応の完了を市場参加者に促すための共同声明を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> — 2023年6月末までに積極的な移行対応を行うこと — 米ドルLIBOR参照契約のフォールバック実施に備えること — 頑健なRFRsへの移行を確実に行うこと — シンセティック英ポンドLIBOR参照の残存契約について、SONIAへの積極的な移行対応を継続すること
4月20日	<p>ARRC 会合開催</p> <ul style="list-style-type: none"> — 市場データをもとに、キャッシュ・デリバティブ市場における移行の進展を確認 — ターム物SOFRの利用範囲について、ベーススワップの一部取引での利用を認め、ベストプラクティスを限定的に修正し公表することに合意 	
4月21日	<p>ARRCが、ターム物SOFRの利用範囲に関するベストプラクティスのアップデートを公表</p> <ul style="list-style-type: none"> — キャッシュ商品のヘッジ目的のデリバティブ取引に加えて、ディーラーとノンディーラー（ヘッジファンド、アセマネ、年金基金等）間のターム物SOFR-SOFRベーススワップにおいてターム物SOFRの利用を許容 	
4月26日	<p>米国の金融6当局（FRB、FDIC、OCC等）が、監督下の金融機関に対して米ドルLIBORの移行対応は実務的に可能な限り早期に完了すべきとの期待を改めて表明</p>	

		— 6月末までの秩序だった移行に向けて、残存契約を速やかに移行し適切な代替金利指標を選択すべきと指摘	
5月4日			欧州WGが、EURIBOR参照の企業向け貸出契約へのフォールバック条項導入に関するガイダンスを公表 — 2021年5月に欧州WGから公表された、EURIBOR参照商品のトリガーイベントおよびフォールバック・レートに関する推奨事項のうち、企業向け貸出契約に関する事項を再整理
5月16日			英国WGが、傘下のサブグループ・タスクフォースの議事要旨を公表 — ターム物SOFRの利用は制限されるべきとする米当局の見解を支持
5月25日	ARRC 会合開催 — 市場データやARRC参加者を対象とした調査で、キャッシュ・デリバティブ市場における移行の進展を確認 — 6月末に向けての移行進捗を議論し、引き続き当事者間のコミュニケーション、契約の変更、フォールバック条項の確実な理解の重要性を指摘		
5月31日	ARRCが、米ドルLIBOR移行対応の早急な準備を求めるステートメントを公表し、残存契約について利用可能な移行対応のためのツールを直ちに活用すべきことを勧告		英国FCAが、米ドルLIBOR公表停止に向けた準備を求める最終メッセージおよびシンセティック米ドルLIBORの公表に関する市中協議結果のフィードバックを公表
6月21日			英国WGが、傘下のサブグループ・タスクフォースの議事要旨を公表 — 4月3日付け英国FCAのシンセティック米ドルLIBORに関する決定および4月12日付け英国FCA・BOE・英国WGの移行対応を促す旨の共同声明について歓迎

6月22日	<p>ARRC 会合開催</p> <ul style="list-style-type: none"> — 米ドル LIBOR のパネル行は 6 月 30 日をもって最後のレート呈示を行うこと、これをもって、同指標は指標性を喪失し、無担保ホールセール市場における銀行の資金調達コストの実態を表すものではなくなること、10 年にわたって国際的に官民を通じて実施されてきた取組みに終止符が打たれることを確認 — 市場データをもとに、キャッシュ・デリバティブ市場における移行の進展を確認 — 移行対応が求められる重要な市場セグメントの一つとして残されていたレバレッジドローン市場において、米ドル LIBOR の公表停止に先立ち、移行対応のペースが加速していることに言及 — LIBOR 参照証券の変更に関する情報通知の責任主体に対し、利用が推奨されてきた DTCC のシステムについて、最新の利用状況を共有 	
6月30日	米ドル LIBOR が公表停止	
7月13日		<p>欧州 WG 会合開催</p> <ul style="list-style-type: none"> — 米ドル LIBOR の移行対応が円滑に進捗し、特段の問題は生じていないことを確認 — 同 WG の活動終了に伴い公表される最終報告書について、織り込むべき内容を議論 — Bloomberg 社が、自社が公表する EURIBOR と€STR との間のスプレッド調整値について説明 — ESMA は、同 WG が推奨する EURIBOR のフォールバック条項の構成要素（トリガーイベント、フォールバック・レート、スプレッド調整値）について説明するとともに、当該フォールバック条項の導入状況に関する調査の概要やスケジュール等を紹介

		<ul style="list-style-type: none"> — ISDA が、金利デリバティブ取引における€STR および SOFR の利用状況を、通貨ベース（ユーロ、米ドル）で EU、英国、米国の市場ごとに説明
7月27日		<p>カナダ WG が、カナダの IBOR である CDOR (Canadian Dollar Offered Rate) からリスク・フリー・レートである CORRA (Canadian Overnight Repo Rate Average) への移行に係るベストプラクティスを公表</p> <ul style="list-style-type: none"> — 2024 年 6 月 28 日の CDOR 公表停止に先立ち、貸出市場における段階的移行を促進するためのマイルストーンを公表
7月28日	<p>FSOC 会合が開催され、LIBOR 移行対応に関しては、以下の点がテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> — LIBOR 問題の再燃を防ぐべく、契約にフォールバック条項を盛り込み、頑健な金利指標の適切な利用を徹底すること 	
7月31日	<p>ARRC 会合開催</p> <ul style="list-style-type: none"> — LIBOR 移行に関する連邦法のもとで、（同法が適用される契約において）後継金利に問題なく変更されるなど、米ドル LIBOR の移行は、円滑に行われたと評価 — 最近の公的部門における LIBOR 移行に関する公表物（FSOC 会合における議論、FSB からのステートメント、IOSCO からのステートメント）について議論するとともに、SOFR が最も適切な金利指標であることを改めて表明 — ARRC の活動について、今後の活動終了を検討 	
8月29日		<p>カナダ WG が、ターム物 RFR であるターム物 CORRA の利用範囲に関するガイダンスを最終化</p> <ul style="list-style-type: none"> — ターム物 CORRA の利用は、ターム物 SOFR に適用される利用制限と概ね同様に、一部ビジネスローンおよびこれに関連するデリバティブの参照金利としてのみ許容 — 9 月 5 日に、CBAS (CanDeal Benchmark Administration

		Services Inc.) および TMX Datalinx がターム物 CORRA を公表開始
9月13日	Bloomberg Short-Term Bank Yield Index (BSBY) の指標運営機関である Bloomberg Index Services Limited (BISL) が、同指標の公表停止に関する市中協議を実施（コメント期限は10月13日）	
9月19日		英国 WG が、傘下のサブグループ・タスクフォースの議事要旨を公表 — 米ドル LIBOR の移行対応は円滑に行われ、残存契約の移行に関しても重大な懸念はないとの認識を共有 — 2024年9月末のシンセティック米ドル LIBOR の恒久的な公表停止に向け、適切な移行対応を行うよう注意喚起
9月26日	ARRC 会合開催 — 米ドル LIBOR の移行およびこれに伴う金利の変更が、円滑に問題なく行われたことを改めて評価 — ARRC の活動終了に伴い公表される、LIBOR 移行対応を振り返る最終報告書の草案について議論	
10月11日		EURIBOR の指標運営機関である EMMI が、パネル行からの「専門家判断」に基づくレート呈示の廃止などによる、同指標の算出・決定プロセスの見直しに関する市中協議を実施（コメント期限は12月11日）
11月8日	ARRC 会合開催 — 最終会合が開催され、LIBOR 移行対応を振り返る最終報告書の草案について議論 — 米ドル LIBOR の移行によって達成された金利指標システムの頑健性を維持するために、ARRC の推奨事項は今後とも維持されるべきことを強調 — 金利指標の利用に関するモニタリングを継続することの重要性を強調するとともに、金利指標の利用に関する健全性	

		や効率性等を促進するために、官民両セクターが継続的に関与する「other mechanisms」が整備されることが期待されると表明	
	11月30日	ARRCの活動終了に伴い、これまでの取り組みを振り返る最終報告書を公表 <ul style="list-style-type: none"> — 頑健な金利指標システムの維持のために市場参加者が今後注力すべきこととして、①金利指標の利用に際しての検討、②適切なフォールバック条項の導入、③SOFRとターム物SOFRの利用の適切なバランスの維持の3点を強調 — ARRCの活動終了後は、ARRCのこれまでの取り組みを基礎に、金融市場全体における金利指標利用の健全性や効率性、強靱性の促進に焦点を当てた新たなグループを、NYFedが2024年に立ち上げる予定であることに言及 	

(2) 国際的な取り組み

		国際的な取り組み	
2022年	4月5日	FSBが、「LIBORからの円滑な移行対応を歓迎するステートメント」を公表 <ul style="list-style-type: none"> — FSBは、グローバルな市場におけるLIBORから頑健な代替金利指標への円滑な移行対応を歓迎する — 移行対応は、市場参加者の多大な努力などもあって、市場での大きな混乱なく達成された — 米ドルLIBORの公表停止に向けた準備を確実に実施すべきである。また、新規利用は既に停止しているべきである — シンセティックLIBORを利用する契約についても、積極的な移行対応のモメンタムを維持すべきである — FSBは、2022年後半にLIBOR移行対応に関するフォローアップ評価を行う予定である 	
	12月16日	FSBが、「LIBORおよびその他の金利指標の移行上の課題に関する進捗報告書：LIBOR移行の最終ラインへの到達と将来のための頑健な金利指標の確保」を公表。特に、2023年6月末に公表停止が予定されている米ドルLIBORのタイムラインに先立って、移行に向けた取り組みのさらなる評価を提示するため、以下の点に言及 <ul style="list-style-type: none"> — これまでのLIBORからリスク・フリー・レートへの移行や金利指標の頑健性向上のための取り組みにより、市場の安定性と完全性が向上した 	

		<ul style="list-style-type: none"> — 市場参加者は、米ドル LIBOR やシンセティック LIBOR の公表停止に備え、残存契約に対処するための積極的な措置を引き続き講じる必要がある — 金融システムは、流動性の高い市場に裏付けられた頑健な金利指標に支えられる必要がある。市場参加者に、最も頑健な金利指標の利用を推奨する
2023年	4月27日	<p>FSB が、「米ドル LIBOR 移行対応の最終準備を促すためのステートメント」を公表。本ステートメントは、2023年6月末の米ドル LIBOR の公表停止まで残り3か月を切ったことを踏まえ、主に以下の点に言及</p> <ul style="list-style-type: none"> — 米ドル LIBOR のグローバルな移行対応は、これまで着実に進捗しているが、これを完了するためには重要な作業を行う必要がある — FSB は、残存契約が6月末まで積み残ることで、オペレーショナルリスクや市場の混乱を招かないように、市場参加者に対し、米ドル LIBOR を参照する全ての契約の移行対応を直ちに完了させることを推奨する — 移行を持続可能なものとし、金融の安定を促進するために、頑健な代替金利指標、米ドルについては SOFR への移行対応を継続すべきである
	7月3日	<p>IOSCO が、「米ドル LIBOR の代替金利指標に関するステートメント」を公表。米ドル LIBOR を代替しうる金利指標として構築された2つの Credit Sensitive Rates (CSRs) および2つのターム物 SOFRs を対象とする、IOSCO による、IOSCO 原則（「金融指標に関する原則の最終報告書」）の遵守状況への検証を踏まえたものであり、主に以下の点に言及</p> <ul style="list-style-type: none"> — CSRs への評価として、LIBOR と同様の「逆ピラミッド」問題があり、市場の健全性と金融の安定を脅かす可能性を言及 — ターム物 SOFR への評価として、各法域の検討体および規制当局が言及するように、同指標の利用は限定的であるべきと指摘 — 指標運営機関に対し、CSR やターム物 SOFR の利用について、各法域の推奨に沿った利用制限を検討するよう言及するとともに、指標運営機関等は、検証対象となった CSRs が、IOSCO 原則を遵守していると表現することを控えるべきとの見解を表明
	7月28日	<p>FSB が、「LIBOR 移行についての最終的な考察に関するステートメント」を公表。本ステートメントは、2023年6月末に米ドル LIBOR の公表が停止され、最後の主要なマイルストーンを迎えたことから、今後の展望として、市場参加者等に向けて、主に以下の点に言及</p> <ul style="list-style-type: none"> — 十分な考慮のもとに金利指標を選択し、頑健で、個々の契約に適した、持続可能で、関連する指針や規制に沿った金利指標の利用を行うことを引き続き推奨する — 頑健なフォールバック条項の導入を継続すべきである

(3) 国内の動向

		国内の動向
2022年	3月17日	企業会計基準委員会が、改正実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を公表
	3月31日	金融庁・日本銀行が、第3回「LIBOR利用状況調査結果概要」を公表
	5月30日	金融庁・日本銀行が、日銀レビュー「円LIBOR移行対応の振り返りと今後の取り組み」を公表
2023年	3月24日	金融庁・日本銀行が、第4回「LIBOR利用状況調査結果概要」を公表
	8月1日	一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が、「ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議」を公表
	9月29日	金融庁・日本銀行が、第5回「LIBOR利用状況調査結果概要」を公表